賀茂社記録　六十

832
97
305

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

寛暦五乙亥正月吉日

雜掌役年中勤方私記

自正月到二月晦日

播磨守保之

832
97
305

60

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

正月 元旦 晴 大

二日 晴

一今日定例 [illegible]

大正
7. 2. 2
購求

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

[illegible]

勘例 [illegible]

申 従五位上 従五位下賀茂季敬

申六年

勘例

申 従五位上 従五位下賀茂普俊

申 従五位上 従五位下賀茂兼季

申 従五位下 賀茂文法

勘例 十四年

申 従五位下 賀茂中直

申 従五位下 賀茂最俊

[illegible]

非常

[illegible]

一年 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

即礼西郎侍郎以此代情人保覺之情場之
事礼之所以即礼之所以礼之無拘束之
[illegible]

四日寅晴

一定例今朝廉殿卯刻過廉殿御出浄衣継目掛肩
沙汰人々とまゐらべ今朝と呼ぶ今朝雑掌如仕浄衣
襟付大帷子立烏帽子右侍ハ[illegible]
[illegible]敷右侍之献姫之今朝西方ニ東面雑掌南方ニ
小面ニ[illegible]次桃本小二ツ南面沙汰人沙人ハ雑掌之次庭ニ南方ニ
小面ニ三方松梅二ツ土器銚子加杉ハ沙汰人之少とのこ先ツ
桃本ニ姫之二献ハ[illegible]三献ハ[illegible]今朝ハ[illegible]

さし今朝ハ上庭之雑掌ハ下郎之沙汰人之細之板
庭之銚子初献ハ[illegible]姫之今朝切板之所ハ[illegible]
南方ニ向祝文ヲ唱沙汰人沙人雑掌沙人桃本ハ[illegible]
の後ニ立庭唱ニ[illegible]雑掌桃本ハ[illegible]今朝沙汰人
沙人ハ上ニ継目ニ[illegible]
献[illegible]之庭ニ立雑掌桃本ハ[illegible]退去也

五日卯晴

一定例今日寄今姫朝殿後沙汰人[illegible]
[illegible]麻[illegible]神之[illegible]雲附[illegible]麻[illegible]雲附
[illegible]麻[illegible]今朝[illegible]
[illegible]小判[illegible]

事下月次御利積修行之事同日神殿会屋
以撿之事之事評に奉事非常利事月書中
之事所申す諸礼之儀並明日下月書之事
中利積之事下為也至此序に月書之役修行者
神殿会屋以撿之為例式毎撿之所申之例事
中後儀之所出之蛤之味曾修物並下以為撿之蓋之
中酒二献並下三口盃出之事箱二組三往之者有側
並下此不能ノ物者二三往之者○之大稲庸流播庸
保大燈礼之水掛役義として人精を蓋と入されと掛
之事役之法之為役義有今以為如之也無復
無ホ之酒真及物産之今日定例之蓋即参

定日新潟之名にて根本に詳 四月十五日戊午御禊
四月十八日辛酉御祭め此之儀行之儀にて
事也

非定
一今日会所在幸橋之所飛騨守直安当月中に芝神来
之献進に付班笠之本相信仕者之所に
信即文庫之出之信之也

非常
一今日当時三郡屋大三橋評議所に所に
墓所に曝蛮に縦礼之者人を知し此会所
屋を人を見上て此之者に付替時之大花の男中三橋
和に去人熟意会之者之に有之此所に

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

[illegible]

[illegible]

六月 辰 晴

一定例令読礼事寅上刻許遅[illegible]祖[illegible]人

月書持久深覚如[illegible]月[illegible]御礼深報業[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

権殿遷座御祭ニ付

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

賀茂別雷社神事
　　全為事
仰國衙
同下神領再興事
仰御家
同従官加賀守駿重事
従官上ゟ加駿重之事
仰下
　　全事
中古神事ゟ仰ゟ行ゟ事ゟ項ゟ
為氏物ゟ之ゟ為ゟ下ゟ
　　全為同ゟ

一今度神事

雖人数無之、兵仗可被召具事
　　全為事、兵仗可被召具事
一番長事

十二月 亥 晴

一今日京都所司代書状到来
[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

十七日 卯 晴

一巳刻今朝社事大夫以日[illegible]

[illegible]

十八日 辰 晴

一今日[illegible]

一今日[illegible]

[illegible]

一今日[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

兼国　松尾　繁常　富永　近保
一今十三日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十四日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十五日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十六日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十七日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十八日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十九日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿一日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿二日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿三日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿四日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿五日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿六日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿七日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿八日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿九日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今晦日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今朔日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今二日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今三日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今四日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今五日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今六日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今七日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今八日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今九日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十一日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十二日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十三日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十四日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十五日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十六日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十七日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十八日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十九日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿一日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿二日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿三日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿四日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿五日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿六日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿七日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿八日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今廿九日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今晦日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今朔日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今二日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今三日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今四日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今五日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今六日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今七日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今八日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今九日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十一日午後三時ヨリ勤番被仰付候事
一今十二日午後三時ヨリ勤番被仰付候事

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』　請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』　請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

巻数ハ九十六付
別雷皇太神宮御祈禱之巻数
賀茂別雷皇太神宮御祈禱之巻数
右ニ入れ十六付ゆゑ[illegible]
此節ニ此見ニ[illegible]
[illegible]

一巻数
一大麻
一枝
一百[illegible]

一巻数
右長橋御房
一巻数
右大御乳人
一枝
一巻数
右[illegible]
一巻数
右長橋御房
一枝
一枝

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

[illegible]

十五日未晴　十六日申晴

一初夜時ト小雨今夜ハ桜原小東之[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

十七日 酉晴

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

廿百廿四天

一昨夜○為[illegible]十[illegible]

[illegible]

廿二日寅晴

一昨廿百[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

832
97
305

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第60冊』 請求記号 832-305

ガラス使用